

# 社会福祉法人調布市社会福祉協議会役員等の報酬に関する規則

[昭和47年規程、平成9年規則]

社会福祉法人調布市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程（昭和47年規程第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、社会福祉法人調布市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）役員等の報酬について、必要な事項を定めるものとする。

（役員等の範囲）

第2条 役員等は、社会福祉法人調布市社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）第6条に規定する評議員、第7条に規定する評議員選任・解任委員会委員、第18条に規定する役員及び第34条に規定する部会及び委員会の委員（以下「役員等」という。）をいう。

（支給対象）

第3条 支給対象となる役員等は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 常勤の理事
  - (2) 会長又は会長の職務代理者
  - (3) 定款第7条に規定する評議員選任・解任委員会に出席した委員
  - (4) 定款第11条に規定する評議員会に出席した評議員及び監事
  - (5) 定款第27条に規定する理事会に出席した理事（第1号に掲げる者を除く。）及び監事並びに定款第22条第1項に規定する職務を行つた監事
  - (6) 定款第34条に規定する部会及び委員会に出席した部会委員及び委員会委員
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、定款に規定する範囲内で職務を執行した役員等
- （報酬の支給額）

第4条 第一次報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 前条第1号に掲げる者 報酬 月額 447,500円
- (2) 前条第2号に掲げる者 報酬 日額 5,000円
- (3) 前条第3号から第7号までに掲げる者 報酬 日額 3,000円

2 前条各号に掲げる役員等のうち、行政機関の職員の身分を有する者には、報酬を支給しない。

3 前条第1号に掲げる者については、当該役員等の通勤事情等に応じ第二次報酬を支給する。この場合において、支給額については、協議会の職員の通勤手当の支給の例による。

（報酬の支給方法）

第5条 常勤の理事には、その職に就いた当月分から報酬を支給する。

2 常勤の理事が任期満了、辞職、解任、又は協議会の解散によりその職を離れたと

きは、その当月分までの報酬を支給する。

3 第3条第2号から第5号までに掲げる役員等については、その出席に応じて報酬を支給する。

(期末手当)

第6条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）に在職する常勤の理事に対し支給する。

2 期末手当の額は、基準日現在において常勤の理事が受けるべき報酬月額に年間を通じて100分の255を乗じて得た額及び職務等を考慮してその額に100分の116を乗じて得た額の100分の15に相当する額を加算額としてその合計額に、3月1日及び6月1日を基準日とする期末手当については基準日前3月間、12月1日を基準日とする期末手当については基準日前6月間における、その者の在職期間に応じ、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) 3月1日及び6月1日を基準日とする期末手当

ア 在職期間が3月の者 100分の100

イ 在職期間が2月の者 100分の60

ウ 在職期間が1月の者 100分の30

(2) 12月1日を基準日とする期末手当

ア 在職期間が6月の者 100分の100

イ 在職期間が3月以上6月未満の者 100分の60

ウ 在職期間が3月未満の者 100分の30

3 前項の在職期間は、暦の月に従い計算し、1月未満の端数は、1月とする。

(旅費)

第7条 役員等が職務のため旅行したときは、順路により旅費を支給する。

2 前項の旅費の種類は、交通費、宿泊料、日当、食事料、支度料及び旅行雑費とし、その額は、別表に定めるところによる。

(支給方法等)

第8条 役員等の報酬及び旅費の支給方法、支給条件、支給手続等については、この規則に定めるものを除き、協議会の職員の例による。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の社会福祉法人調布市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後から出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

3 社会福祉法人調布市社会福祉協議会常務理事の服務及び給料に関する規程（平成6年）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成9年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年12月18日に施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成13年12月19日に施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成14年12月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年12月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年12月22日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第3項から附則第5項までの規定は、令和6年3月26日から施行する。
- 2 改正後の社会福祉法人調布市社会福祉協議会役員の報酬に関する規則附則第3項から附則第5項までの規定は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において適用する。

(第4条に定める常勤の理事の報酬)

- 3 改正前の社会福祉法人調布市社会福祉協議会役員の報酬に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第4条第1項第1号に規定する常勤の理事の報酬は、「335,400円」とあるのは、「336,300円」とする。

(報酬の内払)

- 4 改正前の規則の規定により令和5年4月1日から施行日の前日までの間に常勤の理事に支給された報酬は、前項の改正規定による報酬の内払とみなす。

(第6条に定める常勤の理事の期末手当)

- 5 改正前の規則第6条第2項に規定する常勤の理事の期末手当は、「年間を通じて100分の240を乗じて得た額」とあるのは、「年間を通じて100分の245を乗じて得た額」とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

役員の種類	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日 当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
第3条第1項 第1号から 第4号に掲 げる役員等	実 費	実費	実 費	実費	3,000円	16,000円	2,200円
第3条第1項 第5号に掲 げる役員等	実 費	実費	実 費	実費	2,000円	14,000円	1,900円

備考

- 1 旅客運賃で等級を2階級以上に区分する場合は、上級の運賃を支給する。
- 2 鉄道賃及び船賃については、協議会の職員の例により必要に応じた急行料金、特別車両料金、座席指定料金、寝台料金及び特別船室料金を支給する。
- 3 業務用の車両又は借り上げた車両を使用して旅行した場合には、鉄道運賃及び車賃は支給しない。

## 社会福祉法人調布市社会福祉協議会常勤の理事執務に関する事項

平成21年4月1日

定款第18条に定める常務理事の執務については、おおむね次のとおりとする。

(1) 執務日数について

日曜日および土曜日を除く、週4日を基準とする。

(2) 執務時間について

午前9時30分から午後5時30分までを基準とする。